

年 月 日

都道府県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇年度国内肥料資源利用拡大対策補助金のうち畜産環境対策総合支援事業の交付決定前着手届

国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け4農産第3509号農林水産省農産局長、4畜産第1954号農林水産省畜産局長通知）別紙2の第7の4に基づき、事業実施計画に基づく下表の事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、不可抗力を含むあらゆる事由によって損失を生じた場合、当該損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

事業内容	事業費 (円)	着手予定年 月日	完了予定年 月日	理由